

介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

2019年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても令和6年4月より加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

1. 処遇改善（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3の「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境等要件）を公表していることです。

（特定）処遇改善加算取得状況について

介護保険サービス

- 介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

障害福祉サービス

- 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

職場環境等要件について

| | 職場環境等要件項目 | 取り組み内容 |
|------------|--------------------------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 | 採用窓口を法人で一本化し、面接から採用後までスムーズに入職できるようにしている。法人内の他の部署との人事ローテーションを実施している。また、法人全体で研修を行っている。 |
| | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 | 年齢問わず、積極的に職業体験の受入れや出前講座等を開催するなど、介護職の魅力をPRしている。 |